明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針
（農林水産二〇七二）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十四年度第四・四半期予算使用の状況（内閣）　四
平成二十四年度第四・四半期国庫の状況（同）　三六
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告
（国土交通省）　七〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　七三
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・指定法の付記関係　七六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八一

告　示

○農林水産省告示第二千七十二号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第三条第一項の規定に基づき、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針を次のとおり定めたので、同条第六項の規定に基づき、公表する。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針

本指針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成三十二年度までの間に行われるものであって、種穂（林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のもの（以下「特定間伐等」という。）及び特に優良な種苗（林業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。）を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で平成三十二年度までの間に行われるもの（以下「特定母樹の増殖」という。）の実施を促進する措置を総合的に推進していくための基本的な指針として、法第四条第一項の規定に基づき都道府県知事が定める基本方針（以下「基本方針」という。）の指針となるべきものを定めるものである。

第一　特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項

一　特定間伐等の実施の促進の意義及び目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

これまで、我が国では、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の京都議定書（以下単に「京都議定書」という。）に基づく約束を履行するため、平成二十年から平成二十四年までの第一約束期間において、森林吸収源によって、平成二年度を基準年度として京都議定書第七条4に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定に従って定められる我が国における温室効果ガスの基準年排出量（以下単に「基準年排出量」という。）に対し、年平均三・八パーセント（千三百万炭素トン）に相当する吸収量の確保に寄与するよう、平成十九年度から平成二十四年度までの六年間で、全国で年平均五十五万ヘクタールの間伐の実施を目標として、集中的に間伐の実施を促進してきたところである。

このような中、我が国は、京都議定書の第二約束期間（平成二十五年から平成三十二年まで）における温室効果ガスの削減目標は設定しないものの、気候変動枠組条約締約国として、引き続き、気候変動枠組条約の究極的な目的である大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けて率先して対処する国際的な責務を有しており、平成二十一年に開催された気候変動枠組条約第十五回締約国会議及び平成二十二年に開催された気候変動枠組条約第十六回締約国会議における合意に基づき、平成三十二年時点の温室効果ガス削減の目標を設定し、排出削減対策等を進めることとしている。なお、平成二十三年に開催された京都議定書第七回締約国会合において、京都議定書の第二約束期間における森林経営活動等による森林吸収源の算入上限値は、基準年排出量に対して年平均三・五パーセントとされたところである。

森林吸収源として認められる育成林は、京都議定書の第二約束期間においても、「森林を適切な状態に保つために基準年以降に森林施業（更新（地拵え、地表かきおこし、植栽等）、保育（下刈り、除伐等）、間伐、主伐）が行われている森林」とされているが、育成林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある。我が国森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性並びに我が国の国際的な責務を踏まえると、引き続き、間伐等の実施を促進し、森林吸収源の算入上限値である年平均三・五パーセントの吸収量の確保を図ることが必要である。このため、平成二十五年度から平成三十二年度までの八年間においても、引き続き、間伐の実施を促進し、全国で年平均五十二万ヘクタールの間伐を実施することを目標とする。また、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。